

議案第 58 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため改正する。

[内 容]

1 前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止（別表第 3 関係）

前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止することとする。

2 小田原市立学校条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第 2 項及び第 3 項関係）

次の条例について、1 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市学校給食共同調理場設置条例（第 2 条関係）

(2) 小田原市学校給食費等に関する条例（題名、旧第 7 条及び旧第 8 条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日